

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号				
不利益処分の種類	指定輸入検査機関の輸入検査実施者の解任命令	根拠条項	第58条の30の2				
処分基準	高圧ガス保安法若しくは同法に基づく命令の規定又は業務規定に違反したとき						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	41～